

6-3
248

新制大學設置認可に関する基本要項（案）

一、方針

新制大學設置認可に際しては米國教育視察團の報告書並に教育刷新委員会の答申の趣旨に基いて制定された學校教育法の精神に則り公正に措置されなければならない。

措置要領

(一) 現在の大學、高等專門學校の全国的配置状況に留意し轉換によらない大學の新設についてはできるだけ地方分布の精神に合致するようにする。

(二) 我が國の現状に鑑み校舎、設備等の諸施設はその大學の現有のもの及び他に學校に利用し得るものなどを基礎として計畫しなるべく新設をさける。

(三) 旧制の大學で豫科の外高等專門學校が附屬又は同一學園内に併置してある場合には成るべく一時に新制大學に切替えるようにする。

(四) 旧制の大學、高等專門學校を新制大學に切替える場合大學の所在地の違いによつて生れる差異及びその大學の上き傳統特色は十分生かされ発展するように考慮される。

新制大學の設置に當りその大學及び地方の意見又は希望は十分これを尊重する。

三、実施要領

(一) 大學設置認可の基準及びその運用

大學設置認可の基準は大學設置基準設定協議會及び大學設置協議會の議決した「大學基準」を採用する。但しこの運用については別項「大學基準運用要項」に於いて規定する。尚教授及び助教の資格審査については専門委員を含む特別委員会を設ける。

(二) 大學設置認可の申請手続

大學設置認可の申請書式は本委員会における審査を迅速且つ円滑に進行させるため別項「大學設置認可申請書記載様式」によるものとする。

審査
2/8

この申請書式は新設の大學は勿論旧制の大學又は高等專門學校が新制の大學となる場合にも同様に適用される。但し必要ある場合はこの書式以外の関係書類を提出させることも又申請大學から希望があるときは一時この書式のうちの或る部分の呈出を猶余することもできる。

日 大學設置の申請書類の審査

ノ 大學設置申請書類の審査は別項「新制大學の審査内規」によるものとする。

ニ 審査は新設の大學は勿論旧制の大學又は高等專門學校が新制の大學となる場合も同様に取扱う。但し審査の情況によつては一部審査を省略することができ。 (例へば実地視察等)

備考
本申請書類は、
地方自治
事務

VI
234



VI-234